

照会相談業務利用の手引き

(2017. 4. 1 版)

目 次

第 1	電波有効利用促進センター	1
1	設置の背景	1
2	業務の内容	1
3	総務大臣の指定	1
第 2	照会相談業務の概要	1
1	照会相談業務の実施	1
2	照会相談業務	1
3	業務時間	2
4	休日	2
5	事務所等	2
6	秘密の保持	2
第 3	照会相談業務の委託手続き	2
1	申込	2
2	委託契約の締結	2
3	照会相談業務の処理期間	2
4	業務実施に必要な情報の提供	2
5	完了の通知	2
6	疑義の申立	3
7	簡易な手続き	3
第 4	照会相談業務の対象無線局	3
第 5	照会相談業務の検討内容	3
第 6	照会相談業務の手数料	4
1	手数料の負担	4
2	手数料の額	4
3	手数料の納入	4
第 7	照会相談業務の瑕疵担保責任	7
	別表第 1 号 ～ 別表第 9 号	9

一般社団法人電波産業会の概要

● 目 的

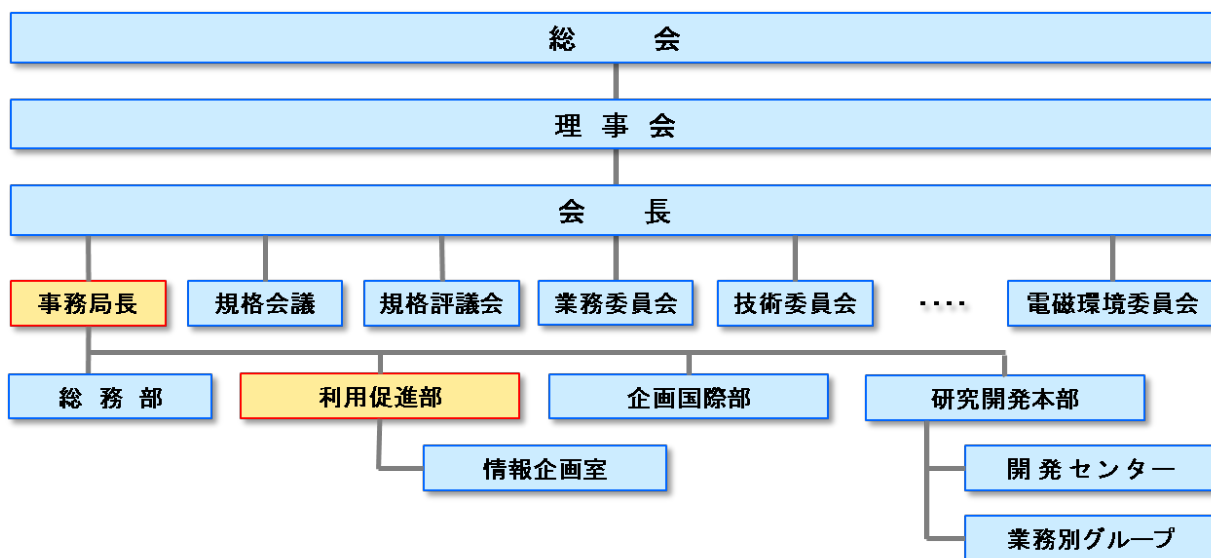
一般社団法人 電波産業会（以下、「当会」といいます。）は、通信・放送分野における電波利用システムの実用化及びその普及を促進し、電波産業の健全な進歩発展を図る観点から、電波の利用に関する調査、研究、開発、コンサルティング等を行い、もって公共の福祉を増進することを目的としています。

● 事 業

当会の事業は、次のとおりです。

- (1) 通信・放送分野における電波の利用に関する調査、研究及び開発
- (2) 通信・放送分野における電波の利用に関するコンサルティング、普及啓発並びに資料又は情報の収集及び提供
- (3) 通信・放送分野における電波利用システムに関する標準規格の策定
- (4) 通信・放送分野における電波の利用に関する関連外国機関との連絡、調整及び協力
- (5) 電波法（昭和25年法律第131号）第71条の2に規定する特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務
- (6) 前各号の事業に付帯する事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

● 組 織



● 名 称 一般社団法人電波産業会【略称 ARIB（アライブ）】
Association of Radio Industries and Businesses

● 所 在 地 〒100-0013 東京都千代田区霞が関一丁目4番1号 日土地ビル11階

● 設 立 平成7年5月15日

第1 電波有効利用促進センター

1 設置の背景

近年の電波利用の進展に伴って、電波利用に関する指導助言等に対するニーズが高まってきました。

特に、無線局数の増加による電波利用密度の上昇や免許人の多様化等を背景として、無線局の免許申請に先立って行われる他の無線局との間の混信に関する調査等の必要性がますます増大しています。

総務省では、このような背景のもと、電波法の一部を改正（電波法第102条の17を追加）し、総務大臣が「電波有効利用促進センター」として指定する一般社団法人又は一般財団法人に、混信に関する調査など無線局の開設等に必要な照会相談に応じる等の業務を行わせることにより、電波の利用者の利便の向上と電波の有効利用の促進を図ることとしました。

2 業務の内容

電波有効利用促進センターが行う業務は、電波法第102条の17第2項において、次のとおり規定されています。

- 一 混信に関する調査その他の無線局の開設、周波数の指定の変更等に際して必要とされる事項について、照会及び相談に応ずること。
- 二 電波に関する条約を適切に実施するために行う無線局の周波数の指定の変更に関する事項、電波の能率的な利用に著しく資する設備に関する事項その他の電波の有効かつ適正な利用に寄与する事項について、情報の収集及び提供を行うこと。
- 三 電波の利用に関する調査及び研究を行うこと。
- 四 電波の有効かつ適正な利用について啓発活動を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3 総務大臣の指定

電波有効利用促進センターが行う業務が、当会の目的及び事業に合致することから、電波法第102条の17第1項の規定に基づき、郵政大臣（現在の総務大臣）から電波有効利用促進センターとして指定を受けました。（平成7年6月16日）

第2 照会相談業務の概要

※ 本項以降においては、照会相談業務の利用方法を分かりやすく説明するため、照会相談業務規程の内容を基本に参考となる情報を補足・追加しています。照会相談業務をお申し込みの際は、必要に応じて照会相談業務規程を参照して下さい。

1 照会相談業務の実施

第1の2に掲げる電波法に基づく電波有効利用促進センターの業務のうち、一に掲げる業務（以下、「照会相談業務」といいます。）を行うため、総務大臣の認可を受けた「照会相談業務規程」（以下「業務規程」といいます。）を定めています。

2 照会相談業務

照会相談業務は、次に掲げるとおりです。

- 一 無線回線の設定に関する指導・助言
- 二 混信に関する調査
- 三 使用可能な周波数の選択に関する指導・助言
- 四 無線通信の電波伝搬障害防止に関する指導・助言
- 五 その他無線局の開設、周波数の指定の変更等に際して必要とされる事項に関する指導・助言

3 業務時間

午前9時から午後5時30分までとします。

なお、休憩時間は、午後0時30分から午後1時15分までとします。

4 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月28日から翌年の1月3日までの間）とします。

5 事務所等

事務所は、当会内に置き、担当部署として利用促進部を設置しています。

所在地：東京都千代田区霞が関一丁目4番1号日土地ビル11階

6 秘密の保持

電波有効利用促進センターの役員及び職員並びにこれらの職にあった者には、電波法第102条の17第5項において準用する同法第47条の3の規程により秘密保持義務等が課せられており、照会相談業務に関して知り得た秘密を外部に漏らすことはありません。

第3 照会相談業務の委託手続き

1 申込

照会相談業務を利用する方は、別表第1号の照会相談業務申込書に、別表第2号の資料を添えて、当会に申し込んでいただきます。

別表第2号の資料は、紙媒体による提出に代えて、別に定めるデータ形式に基づき、当該申込みの検討に必要な全データが記録された電子ファイル又はこれと同等の方法（当該データを電子メールの添付ファイルとして送付）により提出することができます。

なお、別表第2号の局位置については、世界測地系で記入して下さい。

別表第1号、別表第2号及び記載要領等の詳細については、照会相談業務ホームページからダウンロードできます。 URL <http://www.arib.or.jp/service/index.html>

2 委託契約の締結

照会相談業務申込書を受理したときは、申し込まれた方と協議のうえ、別表第4号の照会相談業務委託書により照会相談業務の委託に関する契約（以下「委託契約」といいます。）を締結します。

なお、申し込まれる方のご都合により、別表第4号に準ずる様式により委託契約を締結することも可能です。担当者へお問い合わせ下さい。

3 照会相談業務の処理期間

照会相談業務の処理期間は、原則1か月（年末年始期間は除く。）を見込んで下さい。

ただし、お申し込みが集中した場合等は、申し込まれた方と協議のうえ、委託契約締結時に処理期間を調整させていただくことがあります。

なお、災害対応等の特別な事情がある場合は、事前に担当へご相談下さい。

4 業務実施に必要な情報の提供

2項の委託契約を締結したときは、直ちに当該契約に係る業務に着手しますが、当該業務を処理するために必要な情報について、当該委託契約を締結された方から提供していただくことがあります。

5 完了の通知

照会相談業務の処理を完了したときは、別表第5号の照会相談業務委託完了通知書等に照会相談業務の処理結果報告書を添えて回答します。

処理結果報告書は、電子ファイル（PDF）を電子メールの添付ファイルとして送付することも可能です。この場合はパスワードによる保護を施しセキュリティを確保します。

6 疑義の申立

照会相談業務の処理結果について疑義がある場合は、当会に対して別表第6号の照会相談業務疑義申立書により当該照会相談業務委託完了通知書等を受理した日から30日以内に申し立てていただければ、当会は、疑義の申立に対して誠意をもって対処し、別表第7号の照会相談業務疑義申立に対する回答書により回答します。

7 簡易な手続き

電波伝搬障害防止に係る検討並びに無線局の開設又は変更に係る一般的事項等の簡単な照会相談の場合は、「1 申込」及び「2 委託契約の締結」手続きに代えて、別表第8号の照会相談書の提出をもって、委託契約が締結されたものとして照会相談に応じます。

なお、電波伝搬障害防止に係る検討の申込みの場合は、別表第3号の資料（建築物位置の項目については、世界測地系で記入して下さい。）を添えていただきます。

簡易な手続きの場合は、別表第9号の照会相談回答書により回答します。

第4 照会相談業務の対象無線局

照会相談業務の対象無線局は、電気通信業務用、放送業務用及び公共業務用に開設する固定局、地球局（受信専用局を含む。）等とし、回線設計又は混信検討を必要とする無線局とします。ただし、電波伝搬障害防止に係る検討は、電波法に定める重要無線通信回線として「伝搬障害防止区域」が指定されている無線局とします。

第5 照会相談業務の検討内容

照会相談業務において実施する検討内容は、次の各項目とし、総務省の電波法関係審査基準に基づき判定を行います。

なお、処理結果報告書の作成に当たっては、国土情報整備事業の一環として国土交通省国土地理院において作成された標高データ、海岸線位置及び行政界位置に関する国土数値情報資料を基礎データとして使用していますが、ビル等の建築物による反射及び遮蔽効果は考慮していません。

一 回線設計

- (一) 伝搬路設計
- (二) 伝搬路の品質評価

二 混信計算

- (一) 地上系固定局間の干渉検討
- (二) レーダとの干渉検討
- (三) 衛星系無線局と地上系固定局間の干渉検討
- (四) 静止衛星軌道との離角計算

三 回線設計及び混信計算に基づく使用可能周波数の検討

- (一) 使用可能な周波数帯域の検討
- (二) 一の周波数帯域内における使用可能なチャンネルの検討

四 伝搬障害計算

クリアランスの計算及びクリアランス投影図の作図

五 その他無線局の開設等に関する一般的な事項

第6 照会相談業務の手数料

1 手数料の負担

照会相談業務の委託契約を締結された方には、当該照会相談業務に係る手数料を負担していただきます。

2 手数料の額

- 一 照会相談業務に係る手数料は、表1及び表2のとおりです。
ただし、1年以内の処理結果報告書と同一無線区間に関する照会相談業務の再度（3度以上を含む。）の委託であって、再度の業務委託の内容が、前回の業務委託に係る無線回線の無線局情報の軽微な変更であること等の条件に合致する場合の手数料は、最初の業務委託の手数料の二分の一とします。
- 二 業務規定第9条の処理結果報告書を複数部追加作成する場合の手数料は、追加する一部につき業務委託手数料の二十分の一とします。
- 三 委託契約の締結後に業務委託に係る無線回線の無線局情報に変更が生じた場合であって、その変更内容が軽微なときには、手数料の変更は行わないものとします。ただし、技術検討が終了している場合は、業務委託内容の変更を行うことはできません。
- 四 委託契約を解除する場合の照会相談業務の手数料は、当該委託契約で定めた手数料額の範囲内とし、当会と委託者双方が協議して定めます。

3 手数料の納入

第3の5の照会相談業務委託完了通知書又は第3の7の照会相談回答書を受理したときは、同封又は別送された請求書に記載された手数料及び消費税等を速やかに納入して下さい。納入期限は、請求書発行日より40日後としています。

納入の方法は、次に掲げる当会の銀行口座に振り込んで下さい（振込手数料は委託契約を締結された方にご負担いただいています）。振込の受領書をもって領収書に代えさせていただきます。

振込先	受 取 人		
	預金種目	口座番号	住 所・氏 名
三井住友銀行 東京公務部	普通	139368	東京都千代田区霞が関 一丁目4番1号 日土地ビル 一般社団法人 電波産業会 (電話) 03-5510-8590
みずほ銀行 東京営業部	普通	4715193	

手数料の請求先（請求書の宛先）が申込者の所属・住所と異なるなど、個別対応が必要な場合は、委託契約締結時に担当者へご相談ください。

表 1

照会相談業務内容ごとの手数料（伝搬障害計算除く）（注1）
（一無線回線当たり）（注2）

業 務 内 容		固定マイクロ波回線		衛 星 回 線	
		双方向	片方向	送受信	受信専用
回線設計	1-1 伝搬路設計	—	—	3万円(注3,4)	—
	1-2 伝搬路の品質評価			4万円(注3,4)	
	1-3 1-1及び1-2	5万円	4万円	6万円(注3,5)	
混信計算	2-1 地上局からの被干渉	—	—	13万円(注6)	5万円 (注7)
	2-2 レーダからの被干渉				
	2-3 地上局への与干渉			—	
	2-4 地球局からの被干渉				
	2-5 地球局への与干渉				
	2-6 静止衛星軌道との離角計算				
2-7 2-1から2-6	12万円	9万円	—	—	
回線設計 及び 混信計算	3-1 1-3及び2-7 (方式、周波数、偏波及び高/低群 送信の別を指定)	12万円	9万円	—	—
	3-2 1-1及び2-1から2-3まで	—		14万円(注8)	
	3-3 1-3及び2-1から2-3まで	—		16万円(注9)	
回線設計 及び混信 計算に基 づく使用 可能周波 数の検討	4-1 1-3及び2-7並びに使用可能 な周波数の検討	16万円	12万円	—	—

注1 表中の金額は、消費税及び地方消費税額を含みません。

2 衛星回線における一无線回線は、回線設計においては、一の伝送方式における地球局～地球局間とし、また、混信計算においては、一トランスポンダの周波数帯域における地球局～人工衛星局間とします。

3 送受信回線のいずれか一方のみのときの手数料は、二分の一とします。

4 送信地球局1局対受信地球局1局の場合（送信地球局1局対受信地球局n（最大3）局又は可搬送信地球局n（最大3）地点対受信地球局1局の場合を含む。）の一の伝送方式の手数料とします。

なお、複数の伝送方式を一括に申込む場合の手数料は、nの伝送方式について次に掲げる式により求められる金額を加算した額とします。

$$[(n-1) \times 1] \text{ 万円}$$

5 送信地球局1局対受信地球局1局の場合（送信地球局1局対受信地球局n（最大3）局又は可搬送信地球局n（最大3）地点対受信地球局1局の場合を含む。）の一の伝送方式の手数料とします。

なお、複数の伝送方式を一括に申込む場合の手数料は、nの伝送方式について次に掲げる式により求められる金額を加算した額とします。

$$[(n-1) \times 2] \text{ 万円}$$

- 6 送受信回線のいずれか一方のみのときの手数料は、8万円（Kuバンドの受方向回線を除く。）とし、Kuバンドの送受信回線の双方向回線及び受方向回線においては、次の表のとおりとします。

混信計算の周波数帯域	送 受 信 回 線	
	双方向	受方向
Kuバンド	15万円	10万円

- 7 受信専用地球局は、無線局データベースへ登録されません。
- 8 2-1 から 2-3 までの混信計算が送受信回線のいずれか一方のみのときの手数料は、9万円（Kuバンドの受方向回線を除く。）とし、Kuバンドの送受信回線の双方向回線及び受方向回線においては、次の表のとおりとします。

なお、複数の伝送方式を一括に申し込む場合の手数料は、nの伝送方式について次に掲げる式により求められる金額を加算した額とします。

$$[(n-1) \times 1] \text{ 万円}$$

混信計算の周波数帯域	送 受 信 回 線	
	双方向	受方向
Kuバンド	16万円	11万円

- 9 2-1 から 2-3 までの混信計算が送受信回線のいずれか一方のみのときの手数料は、11万円（Kuバンドの受方向回線を除く。）とし、Kuバンドの送受信回線の双方向回線及び受方向回線においては、次の表のとおりとします。

なお、複数の伝送方式を一括に申し込む場合の手数料は、nの伝送方式について次に掲げる式により求められる金額を加算した額とします。

$$[(n-1) \times 2] \text{ 万円}$$

混信計算の周波数帯域	送 受 信 回 線	
	双方向	受方向
Kuバンド	18万円	13万円

表 2

伝搬障害計算の業務内容ごとの手数料（注1）
（一件当たり）

業 務 内 容		固定マイクロ波回線
伝搬障害 計 算	クリアランス計算（注2）	1万円（注3）
	クリアランス投影図の作図（注2）	1万円（注3）

注1 表中の金額は、消費税及び地方消費税額を含みません。

2 「クリアランス計算」及び「クリアランス投影図の作図」とは、高層建築物等と伝搬障害防止区域に係る電波伝搬路との相互間についての水平面及び垂直な平面へのクリアランス計算及びクリアランス投影図の作図とします。

3 一の高層建築物等についてnの伝搬障害防止区域に係る電波伝搬路がある場合の手数料は、次に掲げる式により求められる金額を加算した額とします。

$$[(n-1) \times 0.5] \text{ 万円}$$

第7 照会相談業務の瑕疵担保責任

当会は、照会相談業務の処理結果に関する瑕疵について、次に掲げるところにより、当該照会相談業務の委託者（以下「当該委託者」といいます。）に対して瑕疵担保責任を負うものとします。ただし、当会の従事職員に故意又は過失がない場合はこの限りではありません。

I 第2の2第一号から第三号まで及び第五号の照会相談業務の処理結果に係る場合

1 当該瑕疵が、当該委託の処理結果の内容に基づき行った当該委託者の無線局の開設又は変更の申請に係る総務省による予備免許又は変更許可の日までに発見された場合

一 担保責任の条件

当会は、当該瑕疵が総務省から情報が提供されていない無線局との混信による場合を除き、当該瑕疵の担保責任を負うものとします。

二 瑕疵の修補

(1) 当会は、当該瑕疵の修補に当たっては、当該照会相談業務を再度無償で実施するものとします。

(2) 当該委託者が当該瑕疵の修補に代え又はその修補と共に当該瑕疵に係る損害賠償の請求を行う場合においては、当該損害賠償の額は、当該委託者と当会とが協議して定めるものとし、その限度額は、当該照会相談業務に係る手数料の額とします。

三 担保責任の期間

当会が当該瑕疵の担保責任を負う期間は、当該予備免許又は変更許可の日までとします。

2 当該瑕疵が、当該委託の処理結果の内容に基づき行った当該委託者の無線局の開設又は変更の申請に係る総務省による予備免許又は変更許可の日の翌日以後に発見された場合

一 担保責任の条件

当会は、当該瑕疵が次に掲げる場合以外の場合であって、かつ、明らかに当会の従事職員の故意又は過失による場合に限り、当該瑕疵の担保責任を負うものとします。

(1) 総務省が認める回線設計要領から外れた伝搬による場合

(2) 建築物その他の工作物の遮蔽又は反射による場合

(3) 伝搬路上の大地反射点の状況の変化による場合

(4) 次に掲げる無線局との混信による場合

(一) 外国の無線局

(二) 不法に開設された無線局

(三) 総務省から情報が提供されていない無線局

二 瑕疵の修補

(1) 当会は、当該瑕疵の修補に当たっては、当該照会相談業務を再度無償で実施するものとします。

(2) 当該委託者が当該瑕疵の修補に代え又はその修補と共に当該瑕疵に係る損害賠償の請求を行う場合においては、当該損害賠償の額は、当該委託者と当会とが協議して定めるものとし、その限度額は、当該照会相談業務に係る手数料の額とします。

三 担保責任の期間

当会が当該瑕疵の担保責任を負う期間は、当該予備免許又は変更許可の日から1年目の日までとします。

Ⅱ 第2の2第四号の照会相談業務の処理結果に係る場合

当該瑕疵が、電波法による重要無線通信の電波伝搬路と高層建築物等との位置関係の検討に係る場合

一 担保責任の条件

当会は、当該瑕疵が総務省から情報が提供されていない重要無線通信の電波伝搬路に係る場合を除き、当該瑕疵の担保責任を負うものとします。

二 瑕疵の修補

(1) 当会は、当該瑕疵の修補に当たっては、当該照会相談業務を再度無償で実施するものとします。

(2) 当該委託者が当該瑕疵の修補に代え又はその修補と共に当該瑕疵に係る損害賠償の請求を行う場合においては、当該損害賠償の額は、当該委託者と当会とが協議して定めるものとし、その限度額は、当該照会相談業務に係る手数料の額とします。

三 担保責任を負う期間

当会が当該瑕疵の担保責任を負う期間は、当該検討結果に基づく高層建築物等に係る電波法による届出に対する総務省の伝搬障害の有無の通知の日まで又は当会の回答した日から1月目の日までとします。

照会相談業務申込書		(番号)
		年 月 日
一般社団法人電波産業会 会長 ○○ ○○ 殿		
申 込 者 住 所		
(フリガナ)		
氏 名		(印)
下記の照会相談業務を受けたいので、申し込みます。		
記		
1. 照会相談業務の内容		
2. 照会相談業務に係る無線回線の概要		
3. 希望する業務委託の完了日		

(JIS A4 縦)

注 会長の氏名は、下記ページに掲載しています。

URL <http://www.arib.or.jp/syokai/yakuinmeibo.html>

会長は、毎年6月に選任されるため、会長が交代した場合はホームページでお知らせしています。

記載方法の詳細は、下記の照会相談業務のページから、「業務別のご説明」で該当業務のページへ進み、各ページの記入要領を参考として下さい。

URL <http://www.arib.or.jp/service/index.html>

照会相談者名				ルート番号(注1)						
ルート情報	ルート名	～ 間 方式		登録コード	<input type="checkbox"/>	ルート条件	<input type="checkbox"/>	AD識別	<input type="checkbox"/>	
	記事	01 局代表周波数	□□□□□. □□ MHz		送信、受信	周波数配置 (N、S)				
	IDコード	下り方向 <input type="checkbox"/> 、上り方向 <input type="checkbox"/>			免許人名					
無線局情報	局名・局番号 (都道府県名:)		か ()	局番号 <input type="text" value="01"/>		か ()	局番号 <input type="text" value="15"/>			
	局位置(注2)		東経	□□□° □□' □□"		東経	□□□° □□' □□"			
			北緯	□□° □□' □□"		北緯	□□° □□' □□"			
	電波の方向及び偏波面		送信側 →→ () →→ 受信側							
	下り (局番号昇順) 方向	アンテナコード	ドームコード	【 □ □□□ □□ 】		【 □ 】	【 □ □□□ □□ 】		【 □ 】	
		アンテナ名	アンテナ	□□□□ m			□□□□ m			
		アンテナ利得	海抜高							
		付加損失	□□ dB		□□ dB					
		給電線損失	□□. □ dB		□□. □ dB					
		分波器等損失	□□. □ dB		□□. □ dB					
	送信機出力等	□□. □ dBm		SDコード <input type="checkbox"/>						
	電波の方向及び偏波面		受信側 ←← () ←← 送信側							
上り (局番号降順) 方向	アンテナコード	ドームコード	【 □ □□□ □□ 】		【 □ 】	【 □ □□□ □□ 】		【 □ 】		
	アンテナ名	アンテナ	□□□□ m			□□□□ m				
	付加損失	□□ dB		□□ dB						
	給電線損失	□□. □ dB		□□. □ dB						
	分波器等損失	□□. □ dB		□□. □ dB						
	送信機出力等	SDコード <input type="checkbox"/>		□□. □ dBm						
反射板情報	上記の中継区間に反射板局を含む場合、その局情報を右に記入する。 局番号は、左の局⇒反射板⇒右の局の順に付与する。 複数反射板局の場合は局名に次項と記入。	局名	か ()		局番号	【 □□ 】		【 □□ 】		
		局番号	【 □□ 】		S D 情報	アンテナコード	□□□□□□		□□□□□□	
		局位置	東経	□□□° □□' □□"		ドームコード	□		□	
	北緯		□□° □□' □□"		アンテナ名					
	アンテナコード	【 □ □□□ □□□ 】		SD間隔1	□□. □ m		□□. □ m			
	反射板海抜高	□□□□ m		SD間隔2	□□. □ m		□□. □ m			
	反射板コード	【 □ 】		特記						
反射板角度	□□□°									

注1 ルート番号は、当会で付与します。

(JIS A4 縦)

注2 「局位置」については、世界測地系で記入して下さい(別表2号共通)。

照会相談業務申込書添付資料（2 / 5）
（固定マイクロ波回線用その2）

複数 反射 板 情報	局名	か（ ）	か（ ）	か（ ）	記事	
	局番号	【 □□】	【 □□】	【 □□】	反射板角度は2枚反射板の場合に記入する。	
	局位置	東経	□□° □□′ □□″	□□° □□′ □□″		□□° □□′ □□″
		北緯	□□° □□′ □□″	□□° □□′ □□″		□□° □□′ □□″
	アンテナコード	【□ □□ □□□】	【□ □□ □□□】	【□ □□ □□□】		
	反射板海拔高	□□□□m	□□□□m	□□□□m		
反射板コード 反射板角度	【 □□】 □□°	【 □□】 □□°	【 □□】 □□°			
品質 評価 情報	局番号		【 □□】	【 □□】		
	伝搬	希望	伝搬路種別コード	【 □□】 : 【 □□】 : 【 □□】 : 【 □□】		
			平均伝搬路地上高	□□□ : □□□ : □□□ : □□□ m		
	搬送	正規	リッジ	コード	【 □□】	【 □□】
				位置	□□□. □ km	□□□. □ km
				標高	□□□□ m	□□□□ m
		反射	反射点	コード	【 □□】	【 □□】
					標高	□□□ m
			不規則	コード	【 □□】	【 □□】
			最遠反射点	□□□. □ km	□□□. □ km	
			最近反射点	□□□. □ km	□□□. □ km	
	断率改善素子等	EQLコード		【 □□】	【 □□】	
ATPC制御量		□□. □ dB	□□. □ dB			
降雨強度（10GHz以上）		□. □□ mm/分				
瞬断率・断率規格		□. □□E - □/km				
最遠回線長		□□□□ km				
特記事項等	その他項目	受信帯域幅	(MHz)	受信機熱雑音	(dBm)	
		送信ろ波器コード		FSK電力密度換算定数	(dBm)	
		送信電力制御量	(dB)	受信機スレッショルドレベル	(dBm)	
				隣接ブロック境界点電力レベル	(dB)	
	他方向方式	扇形アンテナ正対方位角	(度)	扇形アンテナ正対仰俯角	(度)	
入力年月	年	月	投入者名			

注 詳しい記入要領につきましては、当会ホームページの該当する箇所をご参照願います。

(JIS A4 縦)

照会相談業務申込書添付資料 (3 / 5)
(衛星回線の回線設計用その1)

照会相談者名				免許人名		
照会相談業務の内容	<input type="checkbox"/> 伝搬路設計 <input type="checkbox"/> 伝搬路の品質評価			伝送方式		
				回線の用途		
無 線 局 情 報						
項 目		地球局 1	地球局 2	地球局 3		
送 信 地 球 局	1	地球局局名 (都道府県名)	ｶﾞ()	ｶﾞ()	ｶﾞ()	
	2	局位置	東経	□□□° □□′ □□″	□□□° □□′ □□″	□□□° □□′ □□″
			北緯	□□° □□′ □□″	□□° □□′ □□″	□□° □□′ □□″
	3	アンテナ海拔高	□□□□. □ m	□□□□. □ m	□□□□. □ m	
	4	電波の型式				
	5	占有周波数帯幅	□□□. □□ MHz kHz	□□□. □□ MHz kHz	□□□. □□ MHz kHz	
	6	送信周波数	□□□□□. □□ MHz	□□□□□. □□ MHz	□□□□□. □□ MHz	
	7	平常時送信機出力	□□. □□ dBW	□□. □□ dBW	□□. □□ dBW	
	8	送信電力制御量	□□. □□ dB	□□. □□ dB	□□. □□ dB	
	9	給電線系損失	□□. □□ dB	□□. □□ dB	□□. □□ dB	
	10	アンテナ直径	□□. □□ m	□□. □□ m	□□. □□ m	
	11	アンテナ利得	□□. □□ dBi	□□. □□ dBi	□□. □□ dBi	
	12	アンテナサイトローブ特性				
	13	アンテナホーディング損失	□□. □□ dB	□□. □□ dB	□□. □□ dB	
	14	アップリンク交差偏波識別度	□□. □□ dB	□□. □□ dB	□□. □□ dB	
15	アップリンク偏波					
人 工 衛 星 局	16	人工衛星局局名		――	――	
	17	軌道位置	東経	□□□° □□′ □□″	――	――
	18	受信アンテナ利得	□□. □□ dBi	□□. □□ dBi	□□. □□ dBi	
	19	受信給電線系損失	□□. □□ dB	――	――	
	20	中継器飽和入力電力束密度	-□□□. □□ dBW/m ²	-□□□. □□ dBW/m ²	-□□□. □□ dBW/m ²	
	21	中継器飽和出力	□□. □□ dBW	――	――	
	22	中継器出力(申請値)	□□. □□ dBW	□□. □□ dBW	□□. □□ dBW	
	23	送信給電線系損失	□□. □□ dB	――	――	
	24	送信アンテナ利得	□□. □□ dBi	□□. □□ dBi	□□. □□ dBi	
	25	等2信号入力時 C/I	□□. □□ dB	――	――	
26	相互変調雑音改善量	□□. □□ dB	――	――		
27	相互変調雑音(申請値)	□□. □□ dB	――	――		
28	受信系システム雑音温度	□□□. □□ K	――	――		
受 信 地 球 局	29	地球局局名 (都道府県名)	ｶﾞ()	ｶﾞ()	ｶﾞ()	
	30	局位置	東経	□□□° □□′ □□″	□□□° □□′ □□″	□□□° □□′ □□″
			北緯	□□° □□′ □□″	□□° □□′ □□″	□□° □□′ □□″
	31	アンテナ海拔高	□□□□. □ m	□□□□. □ m	□□□□. □ m	
	32	受信周波数	□□□□□. □□ MHz	□□□□□. □□ MHz	□□□□□. □□ MHz	
	33	アンテナホーディング損失	□□. □□ dB	□□. □□ dB	□□. □□ dB	
	34	アンテナ利得	□□. □□ dBi	□□. □□ dBi	□□. □□ dBi	
	35	給電線系損失	□□. □□ dB	□□. □□ dB	□□. □□ dB	
	36	受信系システム雑音温度	□□□. □□ K	□□□. □□ K	□□□. □□ K	
37	ダウンリンク交差偏波識別度	□□. □□ dB	□□. □□ dB	□□. □□ dB		

照会相談業務申込書添付資料（4 / 5）
（衛星回線の回線設計用その2）

伝搬路の品質評価情報				
項目	適用回線	情報内容	備考	
1	等価雑音帯域幅	全ての回線 □□□.□□ MHz kHz		
2	限界品質 S/N 値	F M 回線 □□.□□ dB		
3	限界品質 E/N ₀ 値	P S K 回線 □□.□□ dB		
4	限界品質 C/N 値	全ての回線 □□.□□ dB		
5	15 kHz 周波数偏移量	T V / F M □□.□□ MHzp-p		
6	テストトーン周波数偏移量	S C P C / F M M C P C / F M □□□.□□ kHzrms		
7	最高変調周波数	M C P C / F M T V / F M □□□.□□ kHz MHz		
8	音声上限周波数	S C P C / F M □□□□.□□ Hz		
9	音声下限周波数	S C P C / F M □□□.□□ Hz		
10	チャンネル帯域幅	M C P C / F M □□.□□ kHz		
11	エンファシス改善量	F M 回線 □□.□□ dB		
12	評価値	F M 回線 □□.□□ dB		
13	コンパンダ改善量	S C P C / F M □□.□□ dB		
14	エネルギー拡散周波数偏移量	M C P C / F M T V / F M □□□.□□ kHzp-p MHzp-p		
15	信号伝送速度	P S K 回線 □□□.□□ kbps Mbps		
16	クロック周波数	P S K 回線 □□□.□□ kHz MHz		
17	固定劣化量	P S K 回線 □□.□□ dB		
18	符号化利得	P S K 回線 □□.□□ dB		
19	増幅キャリア数	S C P C 回線 M C P C 回線 □□□□□□		
特記				

(JIS A4 縦)

照会相談業務申込書添付資料
(伝搬障害計算用)

照会相談者名			
照会相談の内容		<input type="checkbox"/> クリアランスの計算 <input type="checkbox"/> クリアランス投影図の作図	
項 目		建 築 物 ・ 無 線 回 線 情 報	
ク リ ア ラ ン ス 計 算	建 築 物 の 名 称 (地名・地番)		_____)
	建 築 物 位 置 (点A)	東 経	□□□° □□' □□" □□□
		北 緯	□□° □□' □□" □□□
	座 標	系□□ X値±□□□□□□. □□ m	
		Y値±□□□□□□. □□ m	
	地表面の海拔高		□□□□. □□ m
	建 築 物 の 高 さ		□□□. □□ m
	建 築 物 の 大 き さ		点Aを原点として、真北から時計回りに、 点Bは、方位角 □□□. □□°、長さ □□□. □□ m
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px;"> 建築物の地上投影面 が点A、B C、D、 E、Fの六角形である とする。 </div>		点Bを原点として、真北から時計回りに、 点Cは、方位角 □□□. □□°、長さ □□□. □□ m
			点Cを原点として、真北から時計回りに、 点Dは、方位角 □□□. □□°、長さ □□□. □□ m
点Dを原点として、真北から時計回りに、 点Eは、方位角 □□□. □□°、長さ □□□. □□ m			
点Eを原点として、真北から時計回りに、 点Fは、方位角 □□□. □□°、長さ □□□. □□ m			

(JIS A4 縦)

注 建築物位置(点A)は、「東経・北緯」又は「座標」のいずれか一方を記載して下さい。
「東経・北緯」で記載する場合は、世界測地系で記入して下さい。

別表第4号

印 紙	(番 号)
	照会相談業務委託書
	年 月 日
	委託者 住所 氏名 (印)
	受託者 住所 (住 所) 一般社団法人電波産業会 会 長 ○○ ○○ (印)
委託者は、一般社団法人電波産業会照会相談業務規程に基づき、下記により照会相談業務を委託し、受託者はこれを受託します。	
記	
<ol style="list-style-type: none"> 1 業務委託の内容 2 業務委託に係る無線回線の概要 3 業務委託の完了日 4 業務委託に係る手数料 	

(JIS A4 縦)

別表第5号

	(番 号)
	照会相談業務委託完了通知書
	年 月 日
(委 託 者) 殿	(住 所) 一般社団法人電波産業会 会 長 ○○ ○○ (印)
年 月 日 (番号) で受託しました下記の照会相談業務委託が完了しましたので、通知します。報告資料については、本通知書に添付又は電子ファイルにて送付します。	
記	
<ol style="list-style-type: none"> 1 業務委託の内容 2 業務委託に係る無線回線の概要 3 業務委託の完了日 4 業務委託に係る手数料 	

(JIS A4 縦)

別表第6号

	(番 号)
	照会相談業務疑義申立書
	年 月 日
一般社団法人電波産業会 会 長 ○○ ○○ 殿	委託者 住 所 (フリガナ) 氏 名 (印)
年 月 日 (番号) で委託が完了した照会相談業務について、下記のとおり疑義を申し立てます。	
記	
<ol style="list-style-type: none"> 1 疑義申立事項 2 希望する処理 	

(JIS A4 縦)

別表第7号

(番 号)
照会相談業務疑義申立に対する回答書
年 月 日
(疑義申立者) 殿
(住 所)
一般社団法人電波産業会
会 長 ○○ ○○ (印)
年 月 日 (番 号) で申し立てのあった疑義申立事項について、 下記のとおり回答いたします。
記
1 疑義申立事項
2 回答事項

(JIS A4 縦)

別表第8号

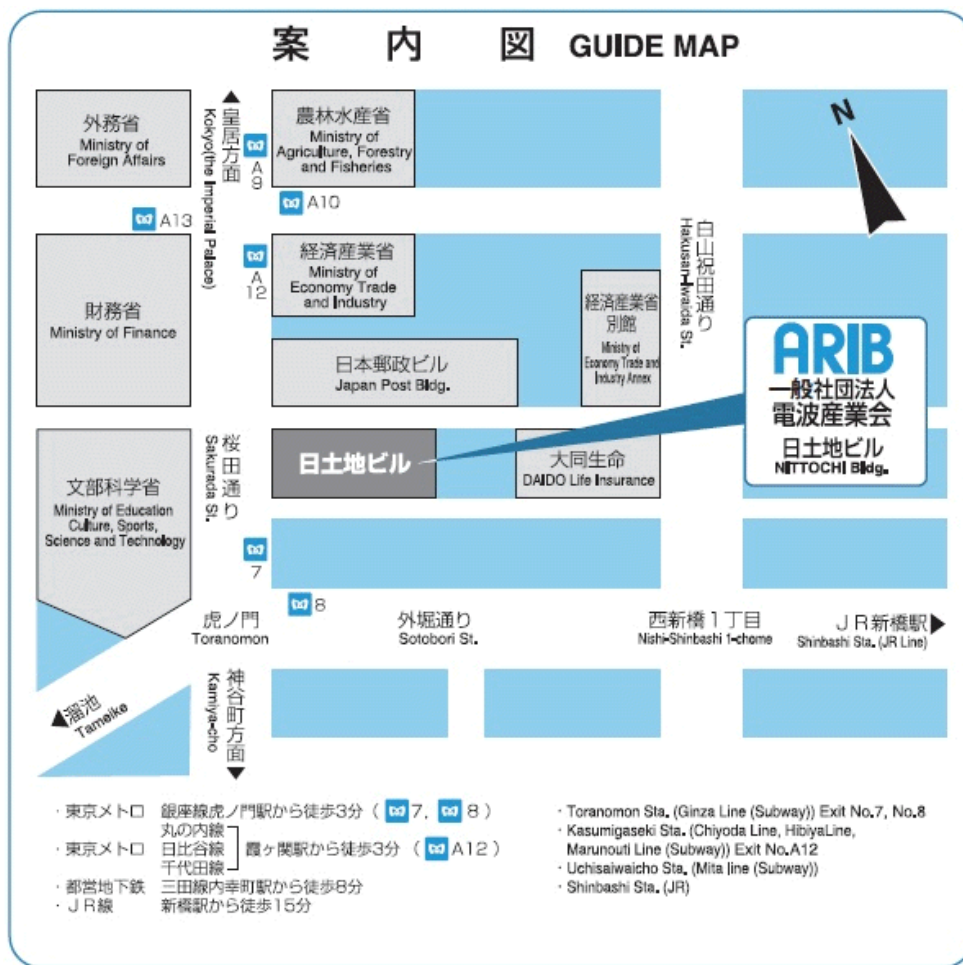
(番 号)
照 会 相 談 書
年 月 日
一般社団法人電波産業会
会 長 ○○ ○○ 殿
申込者
住 所
(フリガナ)
氏 名 (印)
下記の事項について照会相談したいので申し込みます。
記
1 照会相談事項
2 希望する照会相談の完了日

(JIS A4 縦)

別表第9号

(番 号)
照会相談回答書
年 月 日
(申込者) 殿
(住 所)
一般社団法人電波産業会
会 長 ○○ ○○ (印)
年 月 日 (番 号) の照会相談につきましては、下記のとおり 回答いたします。
記
1 照会事項
2 手数料

(JIS A4 縦)



一般社団法人電波産業会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関一丁目4番1号 日土地ビル11階
 TEL 03-5510-8591 FAX 03-3592-1103

Association of Radio Industries and Businesses

1-4-1, Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013, Japan